

令和6年度大野市後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進計画（案）

1 策定の目的と状況

後発医薬品とは、その有効性及び安全性が確認されてきた従来の医薬品の特許が切れた後に、新薬（先発医薬品）と有効成分、品質、効き目、安全性が同等であると国から認められた医薬品のことです。新薬に比べ開発までの期間が短く開発費用が抑えられることから低価格で提供されており、後発医薬品の普及は被保険者の負担の軽減や医療費の削減への効果が期待できます。

このため厚生労働省は、平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定しました。その後さらに、令和3年6月「経済財政運営と改革の基本方針2021(骨太の方針2021)」が閣議決定され、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、令和5年度末までに全ての都道府県で80%以上」とする新たな目標が定められ、第4期医療費適正化基本方針にも示されています。

また、後発医薬品の使用促進の取組については、保険者努力支援制度の評価指標項目のひとつとされ、使用割合の目標値80%以上の達成と事業計画の策定が評価の対象となっています。

こうした状況を踏まえ大野市では、使用割合の目標を設定し、後発医薬品の使用促進策に取り組み、医療費適正化を図るため「大野市国民健康保険後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進計画」を策定します。

後発医薬品の使用割合の目標と推移

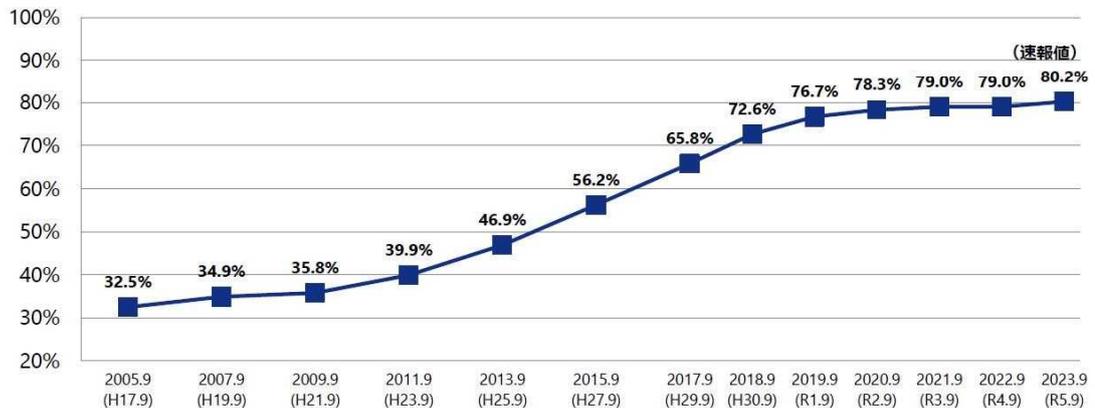
「経済財政運営と改革の基本方針2021」(R3.6.18閣議決定) (抄)

(略)

後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保、新目標(脚注)についての検証、保険者の適正化の取組にも資する医療機関等の別の使用割合を含む実施状況の見える化を早期に実施し、バイオシミラーの医療費適正化効果を踏まえた目標設定の検討、新目標との関係を踏まえた後発医薬品調剤体制加算等の見直しの検討、フォーミュラの活用等、更なる使用促進を図る。

(脚注)

後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取組を進めるとともに、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする目標。



注)「使用割合」とは、「後発医薬品のある先発医薬品」及び「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の使用割合をいう。

厚生労働省調べ

2 令和5年度評価

目標：後発医薬品の使用割合の向上（令和5年度末目標値：80%）

実績：令和5年4～10月分の平均については達成（後発医薬品使用割合 80.02%）

3 令和6年度目標

目標値：使用割合 80%

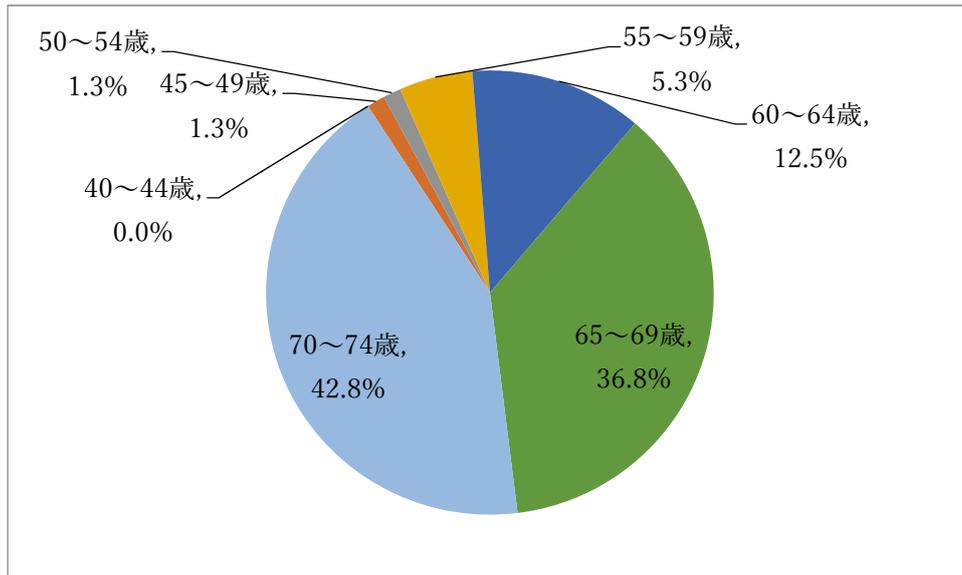
目標値に向け、令和6年度も継続して後発医薬品の周知啓発等使用促進に取り組みます。

5 大野市の現状

年度	R 元年度末	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末
使用割合（順位）	79.4%（13 位）	79.3%（14 位）	78.1%（15 位）	78.9%（15 位）
目標値との差	0.6%	0.7%	1.9%	1.1%
県平均	80.9%	81.8%	80.3%	82.4%
80%以上達成市町 （県内 17 市町中）	12 市町	13 市町	11 市町	12 市町

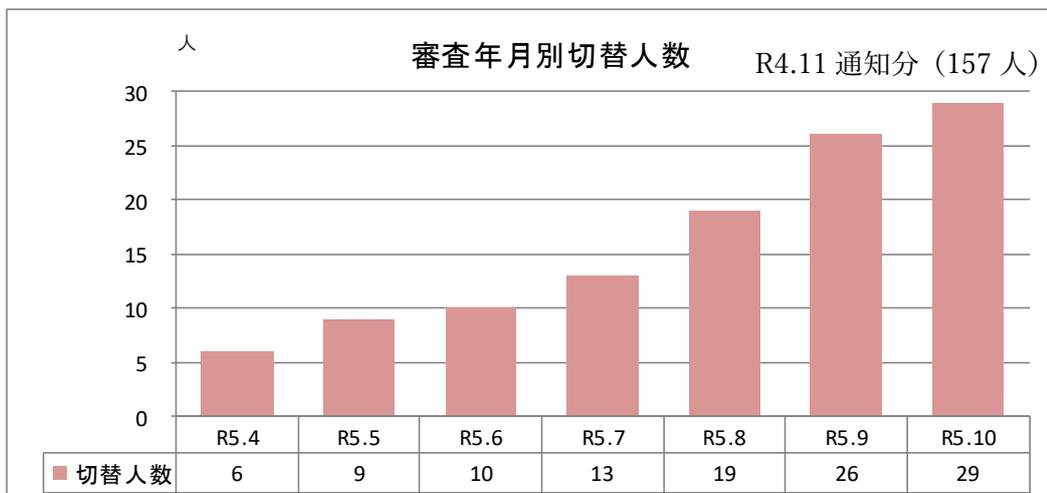
（厚生労働省 HP、国保総合システム「数量シェア集計表」R5.10 月分より）

年齢別の後発医薬品未使用者数割合（国保総合システム：差額通知書別集計表より）



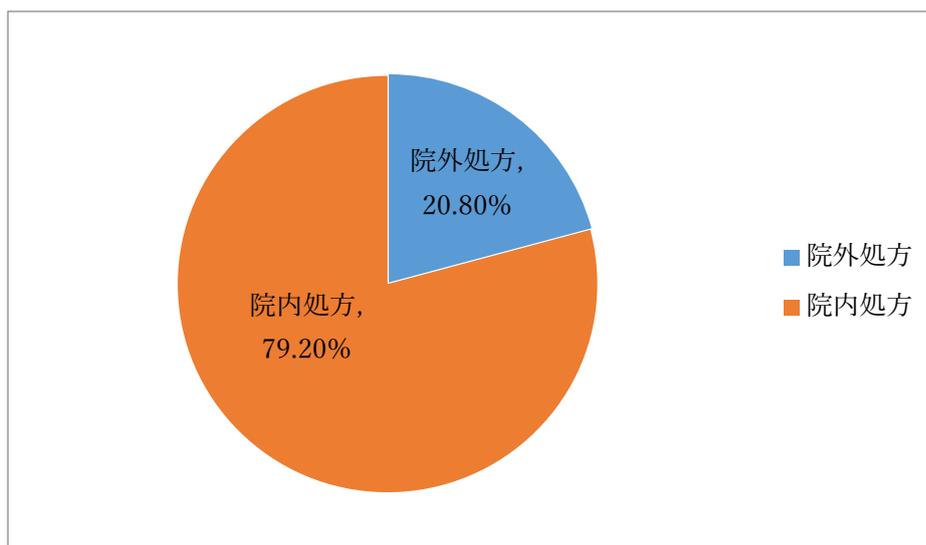
年齢が上がるほど後発医薬品未使用者が増え、前期高齢者（65 歳～74 歳）が約 80%を占めていることから、この年代を中心に介入することが効果につながります。

令和 5 年度審査年月別切替人数（国保総合システム：差額通知書別集計表より）



医療費通知や差額通知の送付後、徐々に切替人数が増えているため、一定の効果があったと思われますが、通知人数に対しての切り替え割合は 20%に届かず、引き続き周知を行う必要があります。

差額通知書からみる後発医薬品の処方の割合（令和5年10月処方分）



各年度後発医薬品平均使用割合

項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (4-10月)
院外処方	84.2%	85.6%	85.6%	85.4%	87.3%
院内処方	69.4%	69.4%	68.1%	67.2%	67.7%

薬局等院外処方における後発医薬品使用割合は80%を超えていますが、院内処方での後発医薬品使用割合が80%を大きく下回っています。大野市内の医療機関では、院内処方が多いことも使用割合が伸び悩む要因と考えられます。

6 取組の内容

後発医薬品の啓発活動

- ② ジェネリック希望シールを一斉更新時に同封（新規国保加入者へは、随時保険証発行時に配布）
- ② 「国保のてびき」に後発医薬品について記載し、一斉更新時に同封（新規国保加入者へは、随時保険証発行時に配布）

後発医薬品の差額通知送付

- ① 国保連合会に委託し、生活習慣病の投薬治療を行っている者のうち後発医薬品未使用者に対し、後発医薬品への切り替え案内通知を作成・送付
- ②①を元に、製薬会社、後発医薬品名、価格、切り替え後の年間差額を記載したものを作成・送付

大野市医師会・薬剤師会との連携

- ① 後発医薬品の供給状況等の現状を確認し、市医師会および市内医療機関・薬剤師会へ定期的に後発医薬品使用促進のための意見交換をします。
- ② 対応策の検討